

## 《原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車等》

車種	種別	税額(年額)	
		平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー 50cc以下	2,500円	3,700円
軽自動車	軽2輪車 125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	雪上車	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円

※上記車種の税額変更は一年延期となり、平成28年度からの適用となりました。

## 《4輪以上および3輪の軽自動車》 ※新規登録した日で税額が異なります

車種	種別	税額(年額)		
		①平成27年3月31日までに新規登録(現行税額)	②平成27年4月1日以後に新規登録	③新規登録後13年超 ※平成28年度から適用
軽自動車	4輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	4輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	4輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	4輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	3輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円

- ※新規登録とは、その車両が初めて車両番号の指定を受けることをいいます。
- ※①であっても③に該当する場合は、平成28年度から新税額が適用されます。
- ※中古車を購入した場合も、その車両が新規登録された日が基準となります。
- ※③は電気自動車等を除きます。

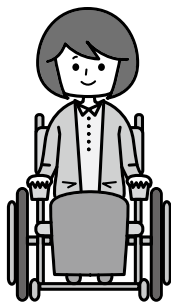
《問合せ》税務課市民税係 ☎21-9045

# 平成27年度 軽自動車税のお知らせ

一部の軽自動車税の税額が変更します

## 身体などに障害がある方へ 軽自動車税を減免します

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、一定の要件に該当し、期限までに減免申請をした方は、軽自動車税の減免を受けることができます。



### ▼対象となる軽自動車

- もっぱら障害者の移手段として継続的に使用される次の軽自動車など。減免できる台数は障害者1人に対して1台(普通自動車含む)までで、運転者が重複しない場合に限りです。
- 障害者またはその家族で生計を一にする方が所有する軽自動車など
- 障害者のみの世帯の方が所有するもので、その方を常時介護する方が運転する軽自動車など

### ▼申請期限

5月25日(月)

### ▼注意事項

- 軽自動車税の減免を受けると、自動車税(県税)の減免は受けられません。また、豊岡市障害者福祉タクシー利用料金助成事業および外出支援サービス事業も利用できなくなります。
- 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方自身が運転する場合は、減免できません。
- 一定の要件や減免申請の方法は、問い合わせてください。



《申込み・問合せ》税務課市民税係 ☎21-9045  
または各振興局市民福祉課

# 固定資産税の減額制度

## 認定長期優良住宅の減額

▼要件 次の全ての要件を満たす住宅

・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の認定を受けて新築

・平成21年6月4日(同法の施行日)から平成28年3月31日までに新築

・居住部分の床面積が50平方メートル(1戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下

・併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

▼範囲 居住部分の床面積120平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の2分の1

▼期間 ①一般住宅(②以外)：課税開始年度分から5年度分

②3階建て以上の中高層耐火住宅など：課税開始年度分から7年度分

▼手続き 新築した年の翌年

1月31日までに、次の書類を税務課に提出

・認定長期優良住宅の固定資産税減額適用申告書

・長期優良住宅の認定通知書の写し

《認定の問合せ》県土整備部住宅建築局住宅政策課

☎078-1341-7711

## 住宅改修の減額

一定の要件を満たす住宅の改修工事(補助金などを除く工事費用の合計が50万円以上)を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告してください。

### 住宅耐震改修

▼要件 昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅

▼範囲 1戸につき120平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の2分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分(ただし、当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する

「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は2年度分)完了時期：平成25年1月1日

▼要件 平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)

### 住宅のバリアフリー改修

▼範囲 1戸当たり100平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の3分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

完了時期：平成19年4月1日

▼要件 平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)

▼範囲 1戸当たり120平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の3分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

完了時期：平成20年4月1日

▼要件 平成28年3月31日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)

▼範囲 1戸当たり120平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の3分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

完了時期：平成28年3月31日

《申込み・問合せ》税務課資産税係 ☎21-9046 または各振興局市民福祉課市民福祉係

現在、本市では221人の民生委員・児童委員が「広げよう 地域に根ざした 思いやり」をキャッチフレーズに、それぞれの担当区域で活動しています。

## 民生委員・児童委員は身近な相談相手

5月12日は民生委員・児童委員の日



民生委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、住民からの相談への対応や支援などを無報酬で行っています。また、児童福祉を向上させる児童委員を兼務しています。

現在、本市では221人の民生委員・児童委員が「広げよう 地域に根ざした 思いやり」をキャッチフレーズに、それぞれの担当区域で活動しています。

生活や介護、子育てなどで困っていることがあれば、一人で悩まず、居住区の民生委員・児童委員に気軽に相談してください。相談の秘密は守られます。

※居住区の民生委員・児童委員の氏名、電話番号などは問い合わせてください。

民生委員・児童委員のしごと  
○担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。

○地域住民のかかえる問題に親身になって相談にのる。

○社会福祉の制度やサービスを住民に情報提供する。

○住民と関係行政機関などとのパイプ役を務め、住民が適切な福祉サービスを受けられるよう支援する。

《問合せ》社会福祉課地域福祉係 ☎24-7033

## 「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言

- 1 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します。
- 2 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します。
- 3 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます。
- 4 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。
- 5 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います。

(豊岡市民生委員児童委員連合会)